

## 地方独立行政法人栃木県立がんセンターガス需給仕様書

この仕様書は、地方独立行政法人栃木県立がんセンターが使用するガスの需給について、必要な事項を定めたものである。

### 1. 購入等件名

2026年度地方独立行政法人栃木県立がんセンターで使用する都市ガス

### 2. 需給場所

栃木県宇都宮市陽南 4-9-13

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

### 3. 仕様

(1) ガスの種類 都市ガス 13A

(2) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による。

(3) 供給圧力 中圧

(4) 主なガス設備および定格ガス消費量

冷温水発生器 3台 (85.3 m<sup>3</sup>/h 2台、65.9 m<sup>3</sup>/h 1台)

貫流ボイラー 5台

(117.0 m<sup>3</sup>/h 1台、113.0 m<sup>3</sup>/h 2台、91.7 m<sup>3</sup>/h 2台)

(その他設備の詳細については確認のこと)

(5) 対象メーター

ガスマーターの種類	ガスマーターの番号	主な設備
RMB200D	032935046	コージェネレーション
RMB250D	962968173	新館ボイラー・冷温水発生器
RMB600D	132859035	本館ボイラー・ジェネリンク

### 4. 予定年間ガス使用量等

(1) 予定最大時間流量 362 m<sup>3</sup>/h

\*予定最大時間流量とは、1年間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

(2) 予定年間ガス使用量 1,247,000 m<sup>3</sup>

\*予定年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の予定月別使用量の合計量をいう。

(3) 予定月別使用量 別表のとおり

(4) 予定年間引取量 1,122,300 m<sup>3</sup>

\*予定年間引取量とは、契約で定める1年間の最低引取量をいう。

## 5. 供給期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

## 6. 費用の負担

内管工事に伴う費用負担や保安に係る費用等については、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）によるものとする。

## 7. 使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置した計量器により計量を行うものとする。
- (2) 計量期間は、原則毎月1日から当該月の末日までとする。

## 8. ガス供給設備の財産分界点

地方独立行政法人栃木県立がんセンターと供給者との間で協議のうえ、確認、決定するものとする。

## 9. 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については、地方独立行政法人栃木県立がんセンターと供給者との間で協議のうえ、確認、決定するものとする。

## 10. 料金

- (1) 料金の算定は、原料費、輸送料および諸経費を計上するものとする。ただし、供給者の料金体系が異なる場合は別途協議する。
- (2) 原料費は、公的機関の発表する貿易統計のガスの原料に関する価格を用いて、原料費料金単価算定式を設定し算定するものとする。なお、算定式における変数は、ガスの原料に関する価格のみとする。
- (3) 見積時においては、供給開始後のガスのトン当たり原料価格の変動及び石油石炭税等租税課金変動による調整額を見積価格に反映させないこと。なお、石油石炭税等租税課金は、LNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合のものとする。

## 11. 単位料金の調整

ガス料金は、ガス小売事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

別 表：予定月別使用量

年 月	使用量
4 月	93,000 m <sup>3</sup>
5 月	75,000 m <sup>3</sup>
6 月	82,000 m <sup>3</sup>
7 月	111,000 m <sup>3</sup>
8 月	110,000 m <sup>3</sup>
9 月	99,000 m <sup>3</sup>
10 月	82,000 m <sup>3</sup>
11 月	90,000 m <sup>3</sup>
12 月	117,000 m <sup>3</sup>
1 月	147,000 m <sup>3</sup>
2 月	125,000 m <sup>3</sup>
3 月	116,000 m <sup>3</sup>
年間計	1,247,000 m <sup>3</sup>